

令和8年度第2回（令和8年4月23日）庁議提案

審議 報告 その他

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線2332〕

保健福祉部介護福祉課〔内線2432〕

1 件名

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和7年度まで国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和8年度まで延長された。

【目的】

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：有 無】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）

介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年石巻市条例第27号）

東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成23年石巻市条例第28号）

【総合計画の位置付け：有 無】

【個別計画の位置付け：有 無】

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成23年3月～令和8年3月 免除措置を実施

令和4年4月 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて（復興庁統括官・厚生労働省保険局長ほか通知）

令和8年2月 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡）

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

令和8年4月 第221回特別国会において令和8年度予算可決

5 主な内容

【対象】

- ・帰還困難区域の被保険者に係る令和8年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和9年3月31日までに納期限が到来する額

- ・平成29年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和8年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和9年3月31日までに納期限が到来する額の半額
- ・令和元年度から令和6年度までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和8年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和9年3月31日までに納期限が到来する額

【免除措置に係る新旧対照表】（詳細は、別紙のとおり）

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域	—		
旧避難指示区域等 （平成28年までに解除された区域を除く）	上位所得層*以外	令和9年3月分まで	令和8年3月分まで
旧避難指示区域等 （令和6年度に解除された区域）	上位所得層	免除措置終了	令和7年9月分まで

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】 国民健康保険税 3世帯 ※富岡町、浪江町からの避難者
介護保険料 1人 ※浪江町からの避難者（令和8年3月末現在）

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【財源措置】

国民健康保険税の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2/10、特別調整交付金 8/10

介護保険料の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2/10、特別調整交付金 8/10

※国は、被保険者間の公平性確保と、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で財政支援を終了する方針としており、令和5年度から順次、見直しを実施している。

7 他の自治体の政策との比較検討

他団体においても、同様の改正を行う。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年6月 市議会第2回定例会に東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について提案
（令和8年4月1日遡及適用）

9 その他

- ・対象地域における国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額免除措置については、令和9年2月28日まで延長している。
- ・宮城県後期高齢者医療広域連合においても、保険料及び一部負担金について、同様に延長する。

令和8年度 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における国民健康保険税及び介護保険料の減免について

- 改正内容：・国民健康保険税及び介護保険料減免期間を1年延長する。
- ・平成28年に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していた者については国民健康保険税額及び介護保険料額の減免がなしとなる。
 - ・平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していた上位所得層以外の者については国民健康保険税額及び介護保険料額の半額を減免する。
 - ・令和6年度に指定が解除された帰還困難区域の上位所得層への減免がなしとなる。
(令和7年9月分まで)

地域区分	地域の内容		所得区分	改正後		改正前	
				減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域			—	全部	令和9年3月分まで	全部	
旧避難指示区域等※	①	【平成28年に指定が解除された区域】 ・葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部	上位所得層以外	なし	/	2分の1	令和8年3月分まで
	②	【平成29年に指定が解除された区域】 飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部、富岡町の一部		2分の1			
	③	【令和元年度から令和5年度までに指定が解除された区域】 ・双葉町の一部、大熊町の一部、富岡町の一部、葛尾村の一部、浪江町の一部、飯館村の一部、富岡町の一部		全部	令和9年3月分まで	全部	
	④	【令和6年度に指定が解除された帰還困難区域】 ・飯館村の一部、葛尾村の一部	上位所得層	なし	/		令和7年9月分まで

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】 国民健康保険税3世帯※富岡町、浪江町からの避難者
介護保険料1人※浪江町からの避難者（令和8年3月末現在）

※「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和6年度に指定が解除された帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の区域をいう。